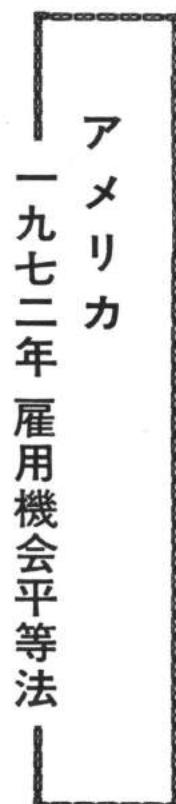
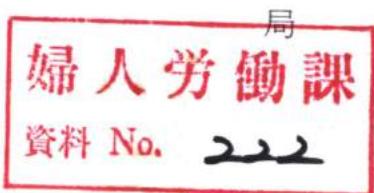


8-15
no 57



労
働
省
婦
人
少
年



一九七二年雇用機会平等法

一九七二年雇用機会平等法

一九七二年三月二十四日承認された公法九二一―二六一号により改正された一九六四年公民権法第七編

一九六四年公民権法改正

憲法上の選挙権の実現、公的施設に対する差別待遇に対し差止命令による救済を与えるための管轄権を連邦裁判所に付与すること、法務長官に公共の設備及び公的教育に関する憲法上の権利保護のための訴訟提起の権限を付与すること、公民権委員会の拡張、連邦政府の援助する諸事業における差別待遇の防止、雇用機会平等委員会の設置、その他の目的を有する法律。

本法は、連邦議会に參集せるアメリカ合衆国上院及び下院により制定され、「一九六四年公民権法」と呼称される。

第七〇一条 本篇の目的上――
 (a) 「人」とは、一人または一人以上の個人、政府、政府機関、政府部局、労働組合、組合、社団、会社、法定代理人人、無尽会社、株式会社、企業組合、非法人団体、管財人、破産管財人及び収益管理人を含む。
 (b) 「使用者」とは、一九七二年雇用機会平等法制定の日以後一年間は、二十五人以下の被用者しか有しないもの（及びその代理人）は使用者とみなされないほか、当該または前歴年において、二〇週以上の各週の全労働日に一五人以上の被用者を有する、通商に影響を及ぼす産業に従事するもの及びその代理人を指す。ただし、(1)合衆国、合衆国政府の完全に所有する企業体、インディアン種族、または法令により（合衆国法令第五篇第一〇二条に定義する）競争事業の手続に服すべきコロンビア行政区の省または機関、または(2)一九五四年租税法五〇条により免税をうける（労働団体以外の）

真正なる私的会員クラブを含まない。「職業紹介所」とは、有償、無償の如何にかかわりなく、通常使用者のために被用者のあつ旋を行い、被用者のために就職のあつ旋を行うものを意味し、その代理を含む。
 (d) 「労働団体」とは、通商に影響を及ぼす産業に關係する労働団体及び、その代理人を意味し、被用者が参加し、かつ全体的にあるいは部分的に、苦情、労働争議、賃金、俸給率、労働時間、あるいはまたその他の雇用条件に関し、使用者と交渉を行う目的をもって存するあらゆる種類の団体、機関、被用者代表委員会、労働団体、協会、または計画を含み、さらには国内または国際労働団体に属し、かかる目的のために開催されるすべての総会、一般委員会、合同または組織委員会、合同評議会を含む。
 (e) 労働団体は、(1)使用者のために使用者のあつ旋を行つたり、被用者のために就職のあつ旋を行つところの雇入れ集会所または事務所を維持するか運営する場合、または(2)組合員数（他の労働団体またはそれらの代表者で構成されている団体の場合には、これらの労働団体の組合員総数）が(A)一九七二年雇用機会平等法制定日以後一年間は「五人以上であるか、または(B)それ以後「五人以上であるか、または(C)それ以後「五人以上であるか、かかる労働団体が――」
 (1) 改正全国労働関係法または鉄道労働法のもとで證明をうけた被用者代表であるか
 (2) 証明を受けていないくとも、通商に影響ある産業に關係する一人またはそれ以上の使用者の被用者を代表するものと認められ、またはそのように行動する国内、または国際労働団体または地方労働団体、または

(3) (1)号または(2)号に規定される使用者の被用者を代表してあるか、実際に代表することを求めている地方労働団体またはその従属団体を公認し、また

(4) 被用者が組合員たる資格を有することができる、あるいは、労働団体に加盟することのできる地方またはその従属団体として、(1)号または(2)号に規定される被用者を代表しているか、実際に代表することを求めている労働団体によって公認されているか、または

(5) 以上の事項の各号の意味における通商に影響を及ぼす産業に從事する労働団体を包括する国内または国際労働団体に属する総会、一般委員会、合同または組織委員会、または合同評議会または組織委員会、または合同評議会である。

(f) 「被用者」とは、使用者により雇用される個人を意味する。ただし、有権者により州または行政区域の公職に選出されたもの、あるいはかかる公務員について各自の個人秘書に選定されたもの、政策立案レベルの被任命者、または該公職の憲法上または法律上の権利の行使に関する直接的顧問は含まない。(以上に定める例外は、州政府、政府機関、または行政区域の公務員法に服する被用者を含まない)。

(g) 「通商」とは、諸州間、あるいは一州と他州内のいずれかの場所との間、あるいはコロニア行政地区内または合衆国の領土内、あるいは当該州外の地点を通じての同一州内の幾つかの地点間の取引き、交通、通商、運輸、伝達または通信を意味する。

(h) 「通商に影響を及ぼす産業」と

は、労働争議が、通商またはその自由な流通を妨げまたはさえぎるような通商上のあらゆる活動、営業または産業を意味する「通商に影響を及ぼす」活動または産業を含み、さらに政府の事業、営業または活動を含む。

(i) 「州」とは、合衆国諸州、コロンビア行政区、ブエルトリコ、ヴァージン・アイランド、アメリカ領サモア、グアム、ウェーク島、パナマ運河地域、および周辺大陸棚地域法に定義する周辺大陸棚地域を含む。

(j) 「宗教」には、使用者が被用者または被用者になる見込みのもの、宗教上の儀礼または慣行に適切に順応しようとなれば、自己の事業経営にはなはだしい困難かもたらされることを証明しない限り、あらゆる局面における宗教上の儀礼または慣行及び信仰が含まれる。

例 外

第七〇二条 本篇は、使用者が国外に在住する外国人を雇用すること、または宗教的団体、協会、教育機関、または社団が、かかる団体、協会、教育機関、または社団の活動遂行に関する業務を行つたために、特定の宗教をもつ個人を雇用することについては適用されない。

人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国による差別待遇

(a) 以下の行為は使用者の違法な雇用慣行とする。

(1) 人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、個人を雇用せず、その雇用を拒否し、解雇すること、あるいは雇用に関する報酬、期間、条件または特典について、差別待遇

遇を行うこと、あるいは、

(2) 人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、個人の雇用機会を奪い、奪う可能性のある方法で被用者は就職志願者を制限、分離、類別すること、あるいは被用者たる地位に不利益を及ぼすこと。

(b) 職業紹介所が、人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、個人の職業紹介を怠つたり、拒絶し、差別待遇を行うこと、あるいはまた、人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国にもとづき個人を類別し、または職業紹介を行なうことは紹介所の違法雇用慣行とする。

(c) 以下の行為は労働団体の違法な雇用慣行とする。

(1) 人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、個人を組合員資格から排除し、除名し、または差別待遇すること。

(2) 人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、組合員資格または加入資格を制限、分離、類別し、または個人の雇用機会を奪い、または奪う可能性のある方法、または雇用機会を制限し、その他被用者または就職志願者としての地位に不利益を及ぼすような方法で、雇用紹介に当たり類別し、雇用紹介を怠つたり、または拒絶すること。

(3) 本条に違反して、使用者として個人を差別待遇せしめ、またはこれを企てるること。

(d) 使用者、労働団体、または徒弟制度、現場訓練を含む訓練または再訓練計画を統轄する合同労使委員会が、人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を理由として、個人を雇用することを要求される他の団体の会員

として設置された計画への個人の参加または雇用を差別することは、使用者、労働団体と、合同労使委員会の違法な雇用慣行とする。

(e) 本篇の他の条項にかかわらず、(1)は企業の正常な運営にとって、合理的に必要とされる適正な職業上の資格をなす場合には、個人の宗教、性、または出身国にもとづいて、使用者が被用者を雇ひ入れ、または雇用し、あるいは職業紹介所が個人を類別し、または職業紹介を行なうこと、労働団体がその組合員資格を類別し、または職業紹介を行なうこと、あるいは使用者、労働団体、または徒弟制度、訓練または再訓練計画を統轄する合同労使委員会が、かかる計画に参加させ、または雇用することは、違法な雇用慣行とはならず。(2)学校、単科大学、総合大学、その他の教育または研究機関が、全部またはその重要な部分が特定の宗教または宗教団体、協会、社団によって所有、支援、統制または運営される場合、または、かかる学校、単科大学、総合大学、その他の教育または研究機関の教科課程が特定の宗教の布教に向かわれている場合には、それらの学校、単科大学、総合大学、その他の教育または研究機関が、特定の宗教をもつ者を雇い入れかつ雇用することは違法な雇用慣行とはならぬ。

(f) 本篇において用いられている「違法な雇用慣行」という語は、合衆国共産黨の党員たる個人、または一九五〇年の破壊活動防止法による破壊活動防止委員会の最終命令によつて、共産主義活動団体または共産主義前衛団体として登録することを要求される他の団体の会員たる個人に關し、使用者、労働団体、合

同労使委員会あるいは職業紹介者がとる行動または手段を含むものとはみなされない。

(E) 本篇の他の条項にかかわらず以下の場合には、使用者が個人を何らかの地位に雇用せず、または雇用を拒否すること、使用者が被用者をその地位から解雇すること、職業紹介所が、その地位への雇用のため個人を紹介せず、またはこれを拒否すること、あるいは労働団体がその地位への雇用のため個人を紹介せず、またはこれを拒否することは、違法な雇用慣行とならない。

出身國を理由とする差別待遇のため立案され、それを意図し、あるいはそのために利用されるものでない限り、違法な雇用慣行とはならない。使用者が被用者に支払い、または支払うべき賃金または俸給額の決定に際し、性別にもとづいて区別することは、かかる区別が一九三八年の改正公正労働基準法(一九U・S・R・二〇六(d))第六条(d)項によつて認められたものである限り、本篇のもとづく違法な雇用慣行とはならない。

(i) 本篇のいかなる規定も、インディアン居留地またはその近隣の営業または企業によつて、インディアン居留地または

はその近隣の住民たることを理由として個人が優先的取り扱いを受けるべき公表された雇用関係に関し、かかる営業または企業に適用されるものではない。

体により雇用のため紹介または類別され、労働団体により加入を認められ、または類別され、あるいは徒弟制度その他の訓練計画への参加を認められまたはこゝに雇用される、いすれかの人種、皮膚色、性別、出生、または出身地等と有りて

その色、宗教性、または出身国を理由とするもの、の総数または比率で、いずれかの地域内の全人口またはその全労働力のうち、かかる人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国を有するものの総数または比率との比較により生じ得る不均衡を理由として、本篇の適用を受ける使用者、職業紹介所、労働団体または合同委員会に対するとくに優遇するよう要求するものと解釈されではならない。

その他の違法な雇用慣行

第七〇四条 (a) 本篇により違法な雇用慣行とされる行為に反対し、本篇にふとづく調査、手続、審問の申立を行い、証言を行い、これを支援し、または何らかの方法でこれに関与したことの故をもつて、使用者が被用者または就職希望者を差別待遇したり、職業安定所もしくは徒弟制度、現場訓練を含むその他の訓練課程または再訓練計画を統轄する合同労使委員会が、個人を差別待遇すること、あるいは労働団体がその組合員または加入申請者を差別待遇することは違法な雇用慣行とする。

(b) 使用者が雇用に当たり、労働団体が加入または雇用のための個人の類別または紹介に当たり、職業紹介所が雇用のため個人の類別または紹介を行うに当たり、あるいは合同労使委員会が徒弟制度、訓練を目的として設置された計画への参加または雇用に当たり、使用者、労働団体、職業紹介所、または徒弟制度その他現場訓練を含む訓練、再訓練計画を統轄する合同労使委員会が、人種、皮膚色、宗教、性、または出身国にもとづく雇用の優先、制限、特定、差別を示唆する告示または広告を印刷、公刊し、または印刷、公刊せしめることは、違法な雇用慣行とする。ただし、宗教、性、または出身国が雇用に当たっての適正な職業上の資格である場合に限り、かかる告示または広告において、宗教、性、または出身国にもとづく優先、制限、特定、差別を明示することができる。

雇用機会平等委員会

効力発生の日に委員会の主席法律顧問官の地位にある者は、後任者が任命され、

資格を与えられるまで、その任務を続行し、規定された機能を遂行する。(2) 本条により任命された法律顧問官は、委員会の指示により、すべての訴訟事件につき委員会に代つて出廷し、委員会を代表することができる。ただし、委員会が本篇に従い最高裁判所における訴訟当事者となるあらゆる訴訟は、主席法律顧問官

(c) 委員会の委員の欠員は、残余の委員が委員会の全権限を行使することを妨げるものではない。委員会の定員数は三

(d) 委員会は裁判上認知される公印を
保有するものとする。

(e) 委員会は各会計年度の終りに、議会及び大統領に対し、委員会の行った活動、もしくはその他の事項について報告する。

動委員会が雇用したものの氏名、俸給、業務及び委員会が支出した金員についての報告を行い、かつ差別待遇除去の

ための目的と手段についての報告ならびに必要と思われる将来の立法についての勧告を行わなければならない。

(f) 委員会の主たる事務所はコロンビア行政区またはその近隣に置かれるが、委員会は他のいかなる場所においても会

(四) 委員会は次の権限を有する。
合を開き、その全権限を行使することができる。

(8) 委員会は次の権限を有する。
(1) 地域、州、地方、及び公的たる
と私的たるとを問わず、その他の幾関

(2) 委員会による行政機關との
及び個人と協力し、その同意を得、か
つこれを利用すること

(2) 委員会またはその代理機関のために証言し、または召喚される証人に
対し、合衆国の法廷における証人に支
払われるものと同額の証言手当及びマ

違法な雇用慣行の防止

第七〇六条 (a) 委員会は以下の規定に従い、本篇第七〇三または第七〇四条に定める違法な雇用慣行をなんびとといえども行わないようするための権限を与えられる。
(b) 使用者、職業紹介所、労働団体、もしくは徒弟制度または現場訓練を含む訓練、再訓練計画を統轄する合同労使委員会

(b) 委員会は、すべての教育的または振興的活動において、かかる教育的または振興的活動の遂行のため、他の省または機関と協力しなければならない。

(5) 本篇の目的と方針を達成するために適當と思われる技術的調査を行ない、その調査結果を公表すること

(6) 被用者が政府、政府機関または行政区域以外の被告に対し、第七〇六条の規定に従い提起する民事訴訟に關与すること

(3) 本篇の適用をうける者に對し、本篇またはこれにもとづき発せられ命令の遵守を促進するため必要な技術的援助を与えること

(4) その被用者またはその一部、またはその組合員またはその一部が、本篇の規定の実行に協力することを拒否するし、もしくは拒否するよう脅迫する場合(1)の使用者または(同)労働團体の要求に応じ、調整その他本篇に定める救済手段により、本篇の規定の実行をけらること

罰金または一年以下の懲役に処せられ、またはその双方を併科される。委員会は、相当な理由の有無に関する判定を行ふだけ速やかに行い、可能な限り申立の日、もしくは(c)項または(d)項の適用のある場合には、委員会が申立てに関し訴えの提起を行うことが認められる日から、それぞれ一二〇日以内にその判定を行わなければならない。

(c) 申立てられた違法な雇用慣行が、当該雇用慣行を禁止し、州または地方当局に対し、かかる違法慣行に関する救済を与え、または求め、あるいは刑事訴訟手続を開始する権限を与える州または地方法を有する州または州の行政区域において発生した場合には、州または地方法にもとづく手続の開始後六〇日が経過するまで被者は(a)項にもとづく申立てをなし得ない。ただし、州の手続がそれ以前に終了した場合はこの限りではない。また、かかる州または地方法の発効後一年間は、六〇日の期間は一二〇日まで延長される。署名された文書による、申立の基礎となる事実の陳述以外の手続開始の要件が、州または地方当局により課せられている場合には、かかる陳述書が当該州または地方当局に対し、書留便で送付された時点において、本項の関連においては手続が開始されたものとみなされる。

(4)

州または地方当局が要求する場合には、申立にかかる違法な慣行を除き、六〇日以上の、相手方にもとづき、救済を与えるための手続をとるため、とくに短い期間が要求される場合を除き、六〇日以上の、相手方にもとづき、救済を与えるためは地方法にもとづき、救済を与えるための手続をとるため、とくに短い期間が要当な猶予期間を与えたければならない。(ただし六〇日の期間は、州法または地方法の効力後最初の一周年間は、一二〇日)に延長される。

(e) 本条にもとづく申立は、申立にかかる違法な雇用慣行が発生したのち一八〇日以内に行わなければならず、(申立にかかる雇用慣行の行われた日時、場所、および状況を記載した)申立の通知は、申立の相手方に対し一〇日以内に送達されなければならない。ただし被害者が、違法慣行に関し通知を受けた場合、救済を行い、またはこれを求め、あるいは刑事訴訟手続を開始する権限のある州または地方当局に対し、当該違法慣行に関しすでに手続を進めている場合には、申立は被害者またはその代理人によつて、違法雇用慣行が発生してから、三〇〇日以内、もしくは、州または地方機関が州または地方法にもとづく手続きを終了した旨の通知を受領したのち三〇日以内のいずれかの早い方の期日以内に行わなければならず、かかる申立の写しは委員会によつて州または地方機関に提出されなければならない。

(f) (1) 委員会に申立が行われてから三〇日以内、もしくは、(e)項または(d)項に定める期間満了後三〇日以内に、委員会が調整により被申立人から委員会にとって受諾可能な協定を確保することができない場合には、委員会は政府、府機政閣または行政区域以外の申立の相手方とされたいくなる被申立人に対しても、民事訴訟提起することができる。被申立

人が政府、政府機関または行政区域である場合に、委員会が調停により、被申立人から、委員会にとって受諾可能な協定を確保し得なかつた場合には、委員会は引き続き訴訟を提起することはできず、事件を法務長官に付議しなければならない。法務官長は、管轄権ある合衆国地方裁判所に対し、当該被申立人に対する民事訴訟を提起することができる。個人または複数の被害者は、政府、政府機関、または行政区画が関係する事件に関し、委員会もしくは法務長官によつて提起された民事訴訟に関与する権利を有する。

(b)項に従つて委員会に申立てられた申立てが委員会によつて却下された場合、あるいはかかる申立ての提起後一八〇日、もしくは(c)項または(d)項に定める期間満了のいずれか遅い方の期日までに委員会が本条による民事訴訟を提起せず、または、法務長官が政府、政府機関、または行政区域に関する事件に關し民事訴訟を通告し、あるいは委員会が調停により被害者を相手方とする協定を結ぶに至らない場合には、委員会、または政府、政府機関または行政区画が関係する事件の場合には、法務長官は、被害者にその旨通告しなければならない。かかる通告ののち九〇日以内に、(A)被害を受けたことを主張するも者あるいは(B)申立てが委員会の委員によつて提起された場合には、申立てがかかる違法な雇用慣行により被害を受けた者によって、申立てにおいて指名された被申立人に対して民事訴訟が提起され得る。原告の申請にもとづき、かつ裁判所が正当と認める場合には、裁判所は当該原告のために弁護士を任命し、弁護料実費、あるいは保証を立てしめすに訴訟を開始する権限を与えることができる。

申請が適切な時期に行われた場合、裁判

(2) 委員会に対し申立が行われ、委員会が予備的取り調べにもとづき本法の目的遂行にとって迅速な司法救済が必要と結論した場合には、委員会、または政府、政府機関または行政区域が関係する事件の場合には法務官は、当該申立の最終的処分を得たずに、適当な暫定的もしくは予備的救済のための訴訟を起こすことができる。暫定的差止命令もしくは予備的または暫定的救済を与える命令は、連邦民事訴訟規則第六五条に従つて発せられる。事件をできる限り迅速に審問に付し、あらゆる方法により事件の迅速な処理に努めることは、本条にもとづく訴訟手続の管轄権を有する裁判所の義務である。

(3) すべての合衆国地方裁判所、及び合衆国の管轄に属する地域の合衆国裁判所は、本篇にもとづき提起される訴訟につき管轄権を有する。かかる訴訟は、いかなる場合ならば、被害者が就職できたはずの管轄区域において提起され得る

(4) 訴訴が係属した管轄区域の首席裁判官（不在の場合は、首席裁判官代理）は、事件を審理し、判決を下す裁判官を直ちに指名しなければならない。当該管轄区域内に、事件を審理し、判決を下すことのできる裁判官がない場合には、当該管轄区域の首席裁判官または首席裁判官代理は巡回裁判区の首席裁判官（不在の場合は首席裁判官代理）にこの事実を証明し、この場合巡回区の首席裁判官またはその代理は事件を審理し、判決を下す地方裁判官または巡回裁判区裁判官を指名しなければならない。

(5) 事件を可能な限り迅速に審理に付し、あらゆる方法により、迅速な処理に努めることは、本項にもとづいて任命された裁判官の義務である。かかる裁判官が、指定されてから一二〇日以内に事件を審問に付すべく期日を指定しない場合には、当該の裁判官は連邦民事訴訟規則第五十三条に従つて、特別事件判事を任命することができる。

(g) 被告が申立の対象となつた違法な雇用慣行を故意に行い、または行つていると認定した場合には、裁判所は被告がかかる違法な雇用慣行を行うことを禁じ、(それぞれの場合により違法な雇用慣行の責任を負う使用者、職業紹介所または労働団体が支払うべき)遡及料金を付し、あるいはこれを付さず、被用者を復職、雇入れを含み、必ずしもこれに

限は認められない積極的作為を命じ、その他

裁判所が相当と考へる衡平法上の救済を命ずることができる。ただし、未払賃金の責任は、委員会に申立がなされた日から遡って二年以上については認められない。

差別待遇を受けた者の間取入、または通常の勤務により得られるべき額は、本来支給されるべき支払賃金から削減することができる。かかる個人が人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国による差別待遇または第七〇四条(2)項違反以外の理由で加入を拒否され、権利を停止され、雇用または昇進を拒否され、賃金の支払いを停止され、または解雇された場合には、裁判所は、労働団体に加入または復帰させ、被用者として雇用、復職または昇進させ、または未払賃金を要求する命令を発してはならない。

(k) 本篇に規定する訴訟または手続において、裁判所はその自由裁量により、委員会または合衆国以外の勝訴者に対し訴訟費用の一部としての相当の弁護料を認め、また委員会及び合衆国は、私人の場合と同額の訴訟費用を支払う義務を負う。

委員会または合衆国以外の勝訴者に対し訴訟費用の一部としての相当の弁護料を認め、また委員会及び合衆国は、私人の場合と同額の訴訟費用を負う。

第七〇七条 (a) 法務長官は、個人またはグループが本篇により保障される権利の完全な享受を妨げる定型的慣行 (pattern and practice) に従つて、(b) は、(1) 法務長官自身 (不在の場合は法務長官代理) が署名し、(2) かかる定型的慣行に関する事実を摘示し、(3) かかる定型的慣行につき責任を負うものに対する恒久的または暫定的差止命令、抑止命令、その他の命令の適用を含め、本篇に規定する権利の完全な享受を保障するために必要と考へる救済を求める告訴状を提出することにより、管轄の合衆国地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(b) 合衆国地方裁判所は、本条に関し提起される手続に管轄権を有し、これを行使し、かかる手続のすべてに關し、法務長官は当該裁判所の書記に事件を審理し、判決を下すための三名の裁判官からなる法廷を召集する要求書を提出することができる。法務長官によるかかる要求書には、その意見によれば、当該事件は一般的に公共上の重要性に從わない場合には、委員会はかかる命令に従わせるため訴訟手続を開始することができる。

(c) 本条にもとづいて提起される民事訴訟及び(i)項にもとづいて提起される手続は、米国法令第一八篇第一九一条及び一二九二条に規定する控訴の対象となる。

(d) 本篇に規定する訴訟または手続に

二名は手続が開始された地方裁判所の裁

判官たる当該巡回区域の三名の裁判官を指名することは、巡回区域の首席裁判官もしくは、場合により巡回裁判長の義務であり、可能な限り早期に事件を審理に付し、その審理と判決に参与し、当該事件のあらゆる方法による迅速な処理に努めるのが、このようにして指名された裁判官の義務である。この裁判所の最終的判決に対する控訴は、最高裁判所に対し行われる。法務長官が前記の手続に關し、要求書を提出しない場合、事件を審理し、判決を下すため、事件が係属している当該管轄区域の裁判官を指名するのは、当該管轄区域の首席裁判官 (不在の際には首席裁判官代理) の義務である。事件は審理し、判決を下す裁判官が当該管轄区域内に存しない場合には、当該管轄区域の首席裁判官、もしくは場合によって、首席裁判官代理が、巡回裁判区域の首席裁判官 (不在の際には首席裁判官代理) にこの事実を説明し、それにともづき当該首席裁判官は事件を審理し、判決を下す地方裁判官または巡回裁判区域の巡回裁判官を指名しなければならない。

可能な限り早期に事件を審理に付し、あらゆる方法により事件の迅速な処理に努めることは、本条にもとづき指名される裁判官の義務である。

(e) 一九七二年雇用機会平等法発効後二年を経過したのちは、本条による法務長官の機能は、大統領が合衆国法令第五章第九条により、本条の規定に抵触する再組織計画を提出し、上院がこれを否決しない限り、人員、財産、記録及び予算、配分金及びかかる機能に関連して使用、利用、適用され、利用され得る、または利用可能となるべきその他資金の未

使用額とともに、委員会に移管される。

委員会は本項(d)及び(e)に従つて、かかる機能を遂行しなければならない。

(d) 本条(e)項に規定される機能の移管と同時に、移管以前に本条にもとづいて提起された訴訟については、手続は中止することなく続行し、裁判所の命令及び判決はすべてその効力を保持し、委員会は当事者として、合衆国、法務長官または法務長官代理の地位を承継する。

(e) 一九七二年雇用機会平等法発効のち、委員会は、被害を受けたことを主張する者、その代理、または委員会の委員によつて提起された差別の定型的慣行を調査し、これに関し、活動を開始する権限を有する。かかる活動はすべて本法第七〇六条に提示される手続に従つて行われる。

州法への影響

第七〇八条 本篇のいかなる規定も、

本篇により違法な雇用慣行となり得る行為を行うことを要求または許容する趣旨の法律を除き、現行、もしくは将来の州法または州の行政区域の法により規定される債務、義務、罰金、または刑罰をなさんびとにつても免除または軽減するものと解されてはならない。

調査、視察、記録、州機関

第七〇九条 (a) 第七〇六条にもとづき提起される申立の調査に関し、委員会

または委員会が指名する代表者は、本篇の対象たる違法な雇用慣行に関し調査を行つて、またはそのものに対し手続を行つて、その証言を書面にする権限を有す。委員会は、州の公平雇用慣行法の

本篇にもとづく委員会の機能と義務の遂行のため、かかる機関の協力し、かかる機関の同意のもとに、かかる機関の範囲内において、かかる機関による実施される共通の目的を有する調査その他の計画に参加し、かつその費用の一部を負担し、かかる機関及びその被用者の活動を利用し、他の法規定の如何にかかわらず、本篇の実行上委員会を援助するために行われたかかる機関及びその被用者の活動に対し、前払いたまは後払いで支払いを行うことができる。かかる協力的活動の促進のため、委員会はかかる州または地方機関との間に、書面による協定を結ぶことが認められ、かかる協定は、委員会がその協定で定める個々の事件または一連の事件に関して、訴訟提起を差し控え、または委員会がかかる州または地方に在住する個人または集団を本条にもとづいて課せられる義務から免除する旨の条項を含むことができ。委員会は、当該協定がもはや本篇の効果的実行に役立たないと決定した場合には、いつでもかかる協定を破棄することができる。

(c) 本篇の適用を受けるすべての使用者、職業紹介所、および労働団体は、(1) 違法な雇用慣行が行われたか、行われつたか否かの決定に関連する記録を作成、保存し、(2) 委員会が公聴会を開き、規則または命令で、本篇またはこれにもとづく規則、命令の実行上合理的、必要または適當と定める期間かかる記録を保存し、(3) これにもとづき、委員会が同様にして合理的、必要または適當と定める報告書を作成するものとする。委員会は規則により、すべての使用者、労働団

(d) 本条の(c項)にもとづき遵守すべき要件を定めるに当り、委員会は他の州または連邦関係機関の意見を聴き、かかる機関によつて採用される要件と、委員会のそれとを調整しなければならない。委員会は、公正雇用慣行法の管理を付託さ

が、これを怠り、または拒絶した場合は、かかるものが発見され居住し、あるいは商取引を行つてゐる地域の合衆国地方裁判所は、委員会、または政府、地方政府、または行政区域に関する事件については法務長官の申請により、かかるものに対し、遵守を要求する命令を発する権限を有する。

第七一〇条

(e) 委員会の官吏または被用者が、かかる情報に関する本篇にもとづく手続の開始以前に、本条による権限にもとづいた委員会が取得した情報をいかなる範囲でいかなる方法であれ公表することは違法とされる。本条に違反して、いかなる範囲でいかなる方法であれ使用者は、軽罪とした委員会の官吏または被用者は、軽罪 (misdemeanor) に問われ、有罪と認めた場合は一年以下の禁固に処せられる。

機関によつて確
かに判明するこ
とができる。

退役軍人の個別

および組合員に対する通知が掲示される
ことが慣行となつてゐるの施設内の目
につきやすい場所に、掲示し、かつ継続
的に掲示しておかなければならぬ。
(b) 本条に対する違反、個別の違反ご
とに一〇〇ドル以下の罰金を課せられ
る。

ポスト・ノーティス

ポスト・ノーティス

第七一〇条 委員会または法廷に権限を認められたその代理人又は機関によって行われるすべての審問及び調査に関する事項は、全国労使関係法 (49 Stat. 455, 29 U.S.C. 161) 第一条が適用されるものとする。

第七一三条 (a) 委員会は本篇の規定
美行のため必要な手続上の規則を、適
制定、修正、廃棄する権限を有す
本条にもとづき制定される規則は、
行政手続法の基準と制限に適合するもの
なければならない。
(b) 申立にかかる違法雇用慣行に関する
勧告または手続があたつて、(1)違法雇
用を行つたものが、申立にかかる
によつて免責の意をもつて行つて、

作為または不作為が行われたのち、かかる解釈または意見が修正または廃棄され、または司法機関により無効ないし法的効力を失つたものと判定され、または(B)陳述書または年次報告の公表または提出後、かかる公表または提出が、司法機関により本篇の要件に合致しないものと判断された場合にも、なお委員会の活動または手続を排除する理由として認められ。

委員会またはその代表者に対する公務執行妨害

第七一四条 合衆国法令、第一八篇第一

一、二条及び一一、二条の規定は公務遂行中の委員会の官吏、代理人、被用者に適用される。合衆国法令第一八篇第一、二条及び一一、二条の規定にかかわらず、第七〇三条、七〇四条、七〇六条及び七〇七条もとづく公務遂行中の者を殺し、またはかかる公務遂行の故に人を殺したるものは、禁固または終身禁固に処せられる。

雇用機会平等調整委員会

第七一五条 労働長官、雇用機会平等委員会の委員長、法務長官、合衆国人事委員会委員長および合衆国公民権委員会委員長またはその代理で構成される雇用機会平等調整委員会（以下本条においては調整委員会とよぶ）を設置する。調整委員会は、最大限の努力を払い、能率を促進し、雇用機会平等に関する法律、命令及び政策の施行と実行の責任をもつ連邦政府の各省、機関及び部局間の、運営、機能及び管轄をめぐる対立、競合、重複及び矛盾を除去するための協定、政策及び慣行を促進し、実行する責任を有するものとする。毎年七月一日以前に、

調整委員会は、その活動についての報告書を、本条の目的達成に必要と考える立法または行政上の改正の勧告とともに、大統領及び議会に提出しなければならない。

施行期日

第七一六条 (a) 本篇はその成立の日から一年を経過したのち、効力を発する。

(b) (a)項の規定にかかわらず、第七〇三条、七〇四条、七〇六条及び七〇七条を除く本篇の条項は直ちに効力を發する。

(c) 大統領は、本篇の成立後可能な限り速かに、その成員が本篇により影響をうけるべきグループの指導者をして、本篇の条項により認められる権利、課せられる義務を熟知せしめ、本篇のすべての規定が効力を発した場合本篇の公正かつ効果的な運用をもたらすべき諸計画を作成する目的で、一乃至それ以上の会議を招集しなければならない。大統領はかかる会議に以下のものの参加を求めるものとする。(1)平等雇用機会に関する大統領委員会の委員、(2)公民権委員会の委員、(3)平等雇用機会促進に携わる州及び地方機関の代表者、(4)平等雇用機会促進に携わる私的機関の代表者、(5)本篇の適用をうける使用者、労働組合、職業紹介所の代表者。

会は

(1) 各省、各機関及び本条(a)項に定める該当各部局が、すべての被用者及び求職者のための積極的雇用機会均等計画を維持するに提出すべき全国的、地域的雇用機会均等計画の年次審査及び承認を行う責任を有する。

(2) かかる省、機関または部局から進展状況の報告を定期的に（少なくとも一年一回）取得、公刊し、全機関の雇用機会均等計画の運営を審査し、評価する責任を有し、

(3) 雇用機会均等に関する個人、グループ及び団体の意見を聞き、勧告を求めるものとする。

連邦政府の雇用における無差別

第七一七条 (a) 合衆国法令第五篇第

一〇二条に定める軍部局、合衆国法令第五篇第一〇五条に定める（一般会計局以外の）行政機関（未承認の資金から給与を支給される被用者及び求職者を含む）、閣及び部局の提出する計画は下記の事項

の業務に携わるコロンビア行政地区の政

府部局、ならびに競争的業務に携わる連邦政府の立法・司法部局、及び国会図書館における被用者及び求職者（合衆国外で雇用される外国人を除く）に関するすべての人事は、人種、皮膚の色、宗教、性または出身国にもとづく差別をすることがなく行われなければならない。

(1) 被用者がその能力を最高度に發揮し得るよう昇進すべき、最大限の機会を与えるべく意図された訓練、教育

計画の設定に関する条項

(2) 雇用機会平等計画を遂行する責任を有する各省、機関、または部局の首脳部及び執行責任者のための雇用機会均等に関する訓練及び経験面の資格、及び当該雇用機会平等計画遂行のため、各省、機関、または部局により提案される人員及び財源の配分に関する詳細。

国会図書館における雇用については、本項において人事委員会に与えられる権限は、国会委員会によって行使されるものとする。

(c) 第七一七条(a)項に規定する省、機関または部局による最終的措置、あるいは本条(a)項行政命令一四七八もしくは、それに代る行政命令にとづいて提起される人種、皮膚の色、宗教、性もししくは出身国にもとづく差別待遇の中立についての、かかる省、機関または部局に

よる決定または命令に対する再審査の申立てについて人事委員会によりとられた最終的措置に関する通知の受領後三〇日以内、または省、機関、部局に対する最初の申立て、あるいはかかる省、機関、部局の決定または命令に対する審査の人事委員会への申立て後一八〇日を経過しての申立て、あるいはかかる省、機関または部局により最終的措置がとられるまでの間、被用者または求職者は、その申立ての最終的処理により、あるいは申立てに対し、最終的措置がなさないことにより、被害を受けた場合、それぞれ省、機関または部局を被告とする。第七〇六条にもとづく民事訴訟を提

起することができる。

- (d) 第七〇六条(f)から(k)項までの規定は、可能な限り、本条にもとづき提起される民事訴訟に適用される。
(e) 本法のいがなる規定も、憲法または制定法の要請に従い、雇用における無差別を保障すべき基本的責任、または連邦政府における雇用機会平等に関する行政命令一一四七八による責任から、すべての政府機関及び公務員を免除するものではない。

政府契約の拒否、終結及び停止に関する特別規定

第七一八条 使用者が、過去一二一ヶ月間の内に、同一施設につき政府によりあらかじめ承認された、積極的活動計画を有する場合には、先ず当該使用者に対し、合衆国法令第五篇、五五四条及びこれに続く関係条項にもとづく完全な審問と裁決手続の機会が認められることなしに、使用者との政府契約またはその一部は、雇用機会平等に関する法律または命令のもとで、合衆国の政府機関または公務員により、拒否、留保、終結または停止されることはない。ただし、当該使用者があらかじめ同意せる積極的活動計画を著しく逸脱した場合、本条は適用の限りではない。また、本条の目的から、適当な承認機関がかかる計画を承認して以降四五日以内に連邦契約承認局が当該計画を否認しない限り、積極的活動計画は承認機関の承認の日に政府により承認されたものとみなす。

